

「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて

平成27年3月に策定した「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」では、各年度における施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係わる費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、この結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図るとしています。

近年においても少子化の進行や核家族化の増加、女性の社会進出による保育ニーズの変化など社会情勢の変化に伴い、新たな子育てニーズも生じています。このような背景をもとに、計画策定時の値が量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

平成29年1月27日に内閣府が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」を参考に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見直しを検討します。

【見直しを行う基準の概要】

（１）教育・保育について

平成28年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、見直しが必要とされています。

（２）地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離が生じている場合、見直しが必要とされています。

(参考)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

<見直しに係る今後のスケジュール（イメージ）>

平成29年度

国	地方自治体
4月 内閣府において、教育・保育の量の見込みの見直し状況取りまとめ 春ごろ 基本指針等の改正 夏ごろ 内閣府において、教育・保育の量の見込みの改定状況取りまとめ（最終集計）	4月～6月 各都道府県・市町村において、教育・保育の確保策等の見直し作業 秋から冬 各都道府県・市町村において、計画の改定作業 ※鹿島市では見直し案を本会議にて提案します。 年度末 各都道府県・市町村において、計画の見直し作業終了

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」より